

## 回 覧

# 令和 7 年度水上地区体育施設使用日程調整会議について

令和 7 年 4 月以降の体育施設使用日程調整会議を下記期日にて実施します。

1. 日 時 令和 7 年 1 月 2 2 日（水）  
午前 1 0 時～受付開始、午前 1 0 時 3 0 分～抽選会
2. 会 場 水上公民館 2 F 講堂（みなかみ町湯原 4 4 1）
3. 対象期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日  
※夏休み期間等は例年抽選となりますので必ず出席してください。
4. 調整方法 裏面をご覧ください。
5. 調整会議対象の施設 水上社会体育館 1 F ・ 2 F（夜間を除く）
6. 調整会議対象外の施設  
農林漁業者等健康増進施設（北部体育館・中部体育館・南部体育館）  
※問い合わせ先／生涯学習課 施設管理係 ☎（2 5）5 0 2 5

調整会議の結果をふまえた施設の空き状況等は 2 月 1 日（土）より問合せが可能となります。

問合せ先は次のとおりです。

水上社会体育館／水上公民館 ☎ 0 2 7 8（7 2）3 7 0 7

※問い合わせ時間／午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分まで

<問合せ先>

みなかみ町教育委員会 生涯学習課 施設管理係  
☎ 0 2 7 8（2 5）5 0 2 5

# 水上地区社会体育施設使用調整会議 (令和7年度水上社会体育館確認事項)

## 1. 体育館の休館日について

体育館の休館日は年末年始(12月28日から1月3日まで)の間となります。

## 2. 体育館の利用予約日数の制限について

水上社会体育館の利用に関して、より多くの皆さまに平等にご利用していただくために、1ヶ月の利用日数を制限させていただきます。

最初に記入できるのは、1日1施設とし1ヶ月あたり8日間とします。

希望日が重複した場合は抽選となります。

## 3. 体育館の仮予約と利用許可申請書の提出について

調整会議での予約は仮予約となります。仮予約日から3日以内に利用許可申請書を提出してください。期限内に提出されなかった場合、仮予約は無効となりますのでご注意ください。

【利用許可申請書の書き方】

「申請者」と「利用者」が異なる場合は、申請欄に町民・町内業者の名義を、「利用現場責任者」の欄に利用者の名義を記入してください。

## 4. 体育館のキャンセルと使用料について

町の条例では「利用許可を受けた時に使用料の納付をする」とありますが、本町では運営上、使用料の後納を認めています。

また、使用料の還付は利用予定日3日前(利用予定日を除く)までに取消し(キャンセル)を申し出た場合のみ還付いたします。

※利用予定日3日前までに取消し(キャンセル)の申告がない場合は使用料を納付していただきます。

## 5. 今後の体育施設・学校体育施設の利用について

感染症対策として、施設の定期的な換気、手洗い等の手指衛生、その場に応じたマスクの着用等、引き続きご協力をお願いします。

なお、学校体育施設の開放につきましては、学校の予定が最優先されるため、この会議では調整することができません。利用予定が確定したところで、各々学校にご確認いただき、学校長の承諾がとれたところで申請することになります。